

414
A 4154
15



一
壬申五月廿一日東京發途廿二日神戸着歸り大阪
到聖才四日早天渡邊権急事西之河内命奉曲
相傳、尚低地並神戸近事情内從ッ邊ヶ置才廿日西
京、嚴出才七、於西廳別席榎村急事、傳定且ッ
神戸云才之、近才弟心教師ギウレキ西京神才之社
倉入形、件其内說方、事、但右一件深者、今令
按索、此六月二十日、事實詳明京府、免許、身因
神人、其來古者、神職、之、於、其、身、不、致、以、後、書、中

天正十一年四月
限傳郵寄贈

小池行平

太
文
宮



大正政官
不夫之事、又主聖之、夜下坂、此西京本苑也、
遷幸可、乃由之、信是混教、難在、二十、早、銘、神、天、
其、誠、為、港、一、極、現、下、過、乃、字、標、上、是、村、名、事、面、
し、言、所、命、傳、定、為、信、事、等、と、し、從、七、日、取、地、海、民、八、
日、檢、知、事、而、云、為、場、力、打、乞、乃、洲、九、日、西、京、第、九、
村、歸、村、本、事、以、乃、中、身、一、事、應、延、十、二、日、出、離、口、
西、接、信、傳、為、又、整、統、統、主、十、四、日、西、京、出、足、明、正、二、
年、十、月、二、日、西、京、河、原、上、事、

一 西京、二 廣、又、外、山、人、十、有、之、其、所、在、中、弘、教、之、志、者、
望、之、也、且、官、久、三、移、之、信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、
信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、
信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、

一 古、阪、南、時、立、為、教、師、少、く、信、仰、之、後、之、事、是、係、天、を、
教、徒、の、信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、
一 族、之、事、乃、分、以、後、キ、ウ、レ、モ、信、地、之、信、之、信、之、
信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、
一 神、戶、乃、是、景、運、之、信、之、信、之、信、之、信、之、信、之、

徳多し其位未だ説
言端人少く陰徳
之流由何く其地有
之其位徳人多見
右経歴並見予
主事 亦九月二日

右経歴並見予
主事 亦九月二日

大正 詳叙

大正十一年四月

神戸異伝

越後高田

松山耕造

美野在太

西京系伝

徳田方長

美唯三

周旋人

元山

山本覚馬

新井三社長

山本双花

大正

口社中
川端 五七

博覽全日本京本國教師キウキマ婦

有之若影ホコ社、庵入、加方、丹、古、以、新、美、以、以、以、
鞠、深、底、方、所、常、之、如、一、丸、者、之、下、能、と、ま、く、和、田、熱、く、
由、之、此、古、新、之、身、京、師、名、を、モ、モ、之、異、境、之、古、若、教、
師、對、面、目、之、身、之、身、
在、矣、彼、之、地、之、弘、通、ノ、道、ヲ、究、ク、ト、ス、ヲ、



壬午七月初一日

大正十一年四月
大隈侯爵郵寄贈

谷口

賜教ある事を受たし知る事所無ん切支丹中へ大信
ヲ以テ入一札致す

昨年五月貴皇とヨノ松尾所位ヨリ才二十五年し

終にお立ちりサニト口口集始テノは既使ニテ種ある事

始メ初父幸ヨリ忠信し手紙送るといふ所日本切支丹

中ヨリモ亦三一通ノち快幸送るといふ所度有る事

トシテはらば松ヨリ手紙送るといふ所度有る事

体強有任各ニ信し既許すは既使ニ大信送るといふ

事えと申はつは松しは信し是許すは既使ニ大信送るといふ

所者カと云教不致けりラ送るといふ所度有る事

至しは大ヤラ信しは既使ニ大信送るといふ

大用しはがさ物日本送るといふ所度有る事

送し所し下中ヨリ手紙送るといふ所度有る事

嘗て程の如く人打りて一カカ加之を更だり
其く位却程又た違ふ事多し制しあるは年久
其後身も亦其可畏な事程も代り侍らふこと
修治も亦其可畏な事一カカ加之度程又死
名目人其のほかに之を思ふ程も其れ
位古し苦難にも亦益信法を所し
之も又少く亦人より看んぬ事程も
其れ又ほ其れを無畏事なり程も亦其れ
其れ三カカ加之も亦其れ思ふ程も亦其れ
其れ事にも亦其れ思ふ程も亦其れ
之ほ其れ共々思ふ程も亦其れ思ふ程も
其れ思ふ程も亦其れ思ふ程も亦其れ思
其れ苦難を後後けり思ふ程も亦其れ思
其れ思ふ程も亦其れ思ふ程も亦其れ思
其れ思ふ程も亦其れ思ふ程も亦其れ思

下事年位を考ふる事

司事者一主の事福計を思ふ可事なり
其れ思ふ程も亦其れ思ふ程も亦其れ思
其れ思ふ程も亦其れ思ふ程も亦其れ思
其れ思ふ程も亦其れ思ふ程も亦其れ思
其れ思ふ程も亦其れ思ふ程も亦其れ思
其れ思ふ程も亦其れ思ふ程も亦其れ思
其れ思ふ程も亦其れ思ふ程も亦其れ思
其れ思ふ程も亦其れ思ふ程も亦其れ思
其れ思ふ程も亦其れ思ふ程も亦其れ思
其れ思ふ程も亦其れ思ふ程も亦其れ思

48百十一年九月十八日

むよ乃、教白

日本為高麗所侵より二十六年

上

明后年
正月廿五日
申九十七日

谷口
招安
申九十七日



谷口



人若し深し思考するに時ハ必ずツノ信義ナらんハカク
 凡ハ速ニ解知スニ愛ノ人難ク自カク造リおせん者ニ
 アラズ人ノ生命及郡ヲ有ラん知ノ者ハ皆人ニ優
 レニ信問ノモノヨリ更ケニナリ故ニ是ヲ器トシテ者ヲ
 乱サセけんハカク不所獨人ニ優レ者ハ即神ニシテ
 是ヲ乱サセけんハ信義ナリ神唯一ナル信義
 モ亦宜ク一ナルニ然レト人々ハ皆是ヲ辨知
 セけんハ信問ノ方今世ニ信義知ル者多シ而シテ
 各己ノ義ハ真ナリト云然レト信義ハ同ヨリ一ナル
 ハ平理ナシハ世人多ク誤ルナリ諸教中先キテ争フ
 信義ニツアリキリシヤ義即魯西聖教中ニテ口ヲス

大正十一年四月
 贈月

夕ト交中三カトリックノ交ニシテハ之交ハ各白ク
我後ハ善クノ耶穌基督ノ世ニ出シテノ便
後アホストロ即聖利新ノ弘メタル交ヲ得守セシト
然レ地中何レカ真ニシテ何レカ偽ニシテ凡ク
凡ク私易クシテハ文ヲ依テト以テ世ニ傳ニ真
道ヲ素メ己ノ靈魂ヲ救ヒト欲ルン者ニ交ル
為テ又真ニシテ其原ヨリ今ニ至ルテ同一
古クシテ初メ信モ今モ禁モ免ルテ今ニ至ルテ
是レ信モ今モ禁モ可クシテ久ク僻ク一信ニ付テ
モ之變更セシ交ハ信交ニ非ズ然レ真交ヲ擴
盛ルルト變更ルルト混同スヘカラス擴盛ルルル
新キ條件ヲ增加ルルニシテ之變更ルルルル前
ニ信モ一トシテ非ラシテ前ニ非ラセシテ一信ニシテ

云レ理一夕ニ定ルル上ニキリシテ交ノ真交ニ非ラシ
知ヘシ何トナシハキリシテ交ハ前ニ久ク禁モ免ル
テ今多ク信スルルルヲ奉テ所法ニハ聖會ノ
首長ノ位アリ一及聖神ハ聖文ヨリおらん
ナリ

紀元後百年代ニ東國ノ聖會皆法王ノ首長ノ
位アリテ信ヤリ更ニ使徒聖トヨシノ弟子ニシテ
「地」各ノ司交ナリシ聖。ホリカレ。フハ故ニ羅馬
へ來リテ「地」各ト名付ルルル付法王聖アリ

セノ意ヲ問ヘリ若聖。オリカレ。羅馬ノ司教ヲ聖
會ノ長ト思ハズ。之ニ比シ長路ノ旅行ヲ為シ、
リトナリ。何トナレハ其時東國ニ在リ。他ノ諸司教
ノ意ヲ問フ。得ルハナリ。

紀元後三百二十五年東國及西國ノ諸司教ニ「セ」
ト移ル。府ニ相會シ。特陳告シ。曰ク。羅馬ノ聖
會ハ常ニ首長ノ之ヲ存有セリト

其後數年ニシテ「アレキサントリア」府ノ司教聖アタ
ナージスハ法ヲエリツキ。之ニ書ヲ贈リ。之ニ謂フ。曰ク
「神我儕ヲ救ヒトシ。公ニ委ル。之ヲ諸司教ノ首
管ヲ似セリト」

四百五十一年東西ノ諸司教皆「カセドイヌ」府ニ相會セシ
時座中羅馬ノ司教ハ法聖會ノ長ニシテ且真教
ノ基礎ナリト云フ者アリ。聞クニ
一在皆同意ニシテ更ニ是ヲ泚トシ拒ムモノナカリ
ケリ

七百年代ニカ「コンスタチケノホルア」^地名ノ帝ニ「エスケニ
ア」ハ聖會ヲ圓ル。教事ヲ決定ス。カガ法ヲ「コ
スタチケ」ヲ自ラ其都ニ來ル。諸シケレバ法ヲ「カ
シケノホルア」ニ來リ。特ニ「エスケニア」帝。其前ニ跪
伏シ。口ヲ其足ニ附セリ
八百年代ニ至ル。テハ東國ニテモ西國ニテモ帝ニ法

王の首長ノ位アーンラ信セリ然レ八百五十年
一ノ好欲者フオシウスト云「コンスタンチンツフ」ノ司教
ノ位ニトシト欲モタリシガ此府ノ司教タシ者未ダ死セ
サリケルバフオシウスハ不義ヲ行ハズ此位ヲ獲ル能
サリケル是ニ於テ羅馬ノ司教ハ諸聖會ノ長ニ非ズ
シテ「コンスタンチン」ノ司教ハ東國聖會ノ長ナリ
ト云ヘリ此ヨリ後ハ羅馬ノ聖會ニ服後セズ且多ク
世人ラ己ノ逆謀ニ誘ヒ入レケリ是東國ノ聖會ハ
其特一デ信セシラニ変更セシナリ然レフオシウスノ
死後ハ是レノ逆謀ヲ悟リ目真教ニ懐セリ
今年代ノ年ニ方リ又好欲者ミシエーンセリエーン

ト云フ者ハ東國ノ聖會ヲ逆謀ニ陥ラシメタリ此
者ハ「コンスタンチン」ノ「帝」ニシタシケモノマコト云者ノ
許坎府ノ司教ノ位ニトシガ為ニ呼寄セラシニ自カラ
東國ノ諸聖會ノ長トナラント思ヒテ往特フオシウス
ノ羅馬聖會ニ對シテ祭シタレ詭譎ヲ復ル為セリ
是ニ於テ羅馬ノ聖會ハ是ヲ真聖會ヨリ放逐セリ
然レニ其死後ニ至リ東國人ハ己ノ逆謀ヲ悟リガリ
シニ千二百七十四年法王及諸司教相共ニリシヨ府ニ
會同セシ「コンスタンチン」ノ「帝」自ラ来リテ其國
ノ逆謀ヲ弃タリ王ノ宰相ツノ名代トシテ我逆
謀ヲ弃絶シテカトリックナルトドッキスローア教ヲ心

中ニ信也且是ヲ口上ニ陳告ス又予羅馬ノ聖會首
長ノ位アリテ他ノ諸聖會皆コレニ服従ウスヘキヲ知リ
是ヲ陳速ストスフ語ヲ祭セリ以帝ニシテールハ口
一ダノ死後其嗣帝アシドロニクハ誤ル同教ヲ再興セ
シガ千四百三十九年法王リシエーヌ弟四世「フロリス」
府ノ司教會同ニ於テ又東國ノ聖會ハ己ノ逆誤ヲ
弃テケリ然レ久シクテ同逆誤ニ隔リ以今日ニ至
右羅馬ノ司教ハ諸會ノ首長ノ位アル一ニ付言レ速
フニ得ヘキ條件ナリ
聖神ハ聖子ヨリ出ん一ニ付テモ東國ノ聖會ハ
信教ヲ變更セリ

二百八十二年東國及西國ノ司教相共ニ「ニ」スルケノアリ
了ニ會ニ特聖父聖子トノ如ク聖神モ亦神ナリト云
一、ラ異端者一セトニ一ニ對シテ決言セリ
五百年代ハ人皆聖神ハ聖父聖子ヨリ出ルヲ信ジ
其時ヨリ前ハ祭特ニ「アリ」カキユエフロセゲツト子ヨリ出ん
ト云フ意
ト皆歌ヘリ是羅馬ノ聖會ハソノ信教ヲ變更セシニ非
ス及ケ是ヲ擴盛セシナリ如何トナシハ前ニ非トセシ一ラ
信也此非ズ「アリ」カシウスノ特一テハ東西ノ聖會皆是ヲ
信ゼシ一ラカシウスニ至リ始メテ是ヲ非ストシ其後今
日ニ至ルニ東ノ聖會ハ羅馬ノ聖會首長ノ位アル
ト云フ一ト共ニ是ヲ弃テタリ

前ニ説ク所ヲ見ん其ハ東國聖會ハ屢其信スル
ヲ変更セシ一際然タリ彼初メ真ノ聖會ヲ離シ
又見ニ帰スル一再ニシテ終ニシテ離シタリ今聖會
ハ更後ヨリ出んモノ非ズ如何トナシハ其聖會ハ便後ノ傳
ヘタリ教ヲ信スル一全カラス故ニ彼ハ真ノ聖會ニ非ズ
テ東國ノ聖會ト云ハ方今魯西亜ノ聖會ト稱スル
者ヲモテ言スルハ讀者宜ク此ニ注意スヘシ

魯西亜ハ九百九十年ブラジエール帝ノ世始メテカトリ
ック教ヲ奉セリ此教ヲ魯人へ傳ヘシハコンスタンチノポリ
アヨリ来リシ者ナリシガ共魯人ハ速ニコンスタンチノポリ
アノ送謀ヲ奉セリケリ千二百年代ノ半ニテ

ハ魯西亜全國中ニ只キリト移ルル都府ニ大司教ノ
居所一箇アリシノミナリケルガ是ハカトリックカアホストリ
カローナナ聖會ナリケリ

其後又別ニ一ノ大主教ノ居所ヲモグス^ス府ニ建テタ
リ然レテ千四百年ニ於テモグス^ス府ノ聖會ハ羅馬ノ聖會
ヲ離レテコンスタンチノポリアノ送謀ニ入りシガ千六百年
代ノ末ニ魯帝^ハユール^クラ^ンハモグス^ス府ノ司教ノ位
ヲニ祭シ有カラフ魯國聖會ノ首長トナリ

是ニ於テモグス^ス府ノ司教ニ代リテ聖會ノ諸事ヲ
管掌スルガ為ニ一ノ總代ヲ設ケタリ教年前ニテハ
此總代ノ頭領ハ皇帝ノ代リトシテ^ハユール^トト稱

スル兵隊ノ大佐コレニ任セリ右ニ見ルハ魯國ノ聖會
ヲ似テ真ノ聖會トナスハ豈笑フヘキニ非スヤ

プロテスタント教モ亦云フ己ノ教ハ真ナリト其後^後恐ラク
バ心ニ見テ信ゼザルハ口ニ見テ祿ス此教ノ一ニ付テハ
固ヨリ辯論ヲ俟タスト雖に先尤ノ實事ヲ擧ケ
ン。プロテスタント教ハ其起ル僅々三百年前ニ在リテ
一人ノ不良教師リユテール此教ヲ開ケリ此リユテ
ルト祿スル者ハ不善ノ行跡アリシ者ニシテ前ニ信セシ
事ヲ皆非トシ且教師タルノ身ヲ似婦ヲ娶リ終
ニ其誤ヲ悟ラスシテ憐ムヘキ死ヲ遂ケタリ此如キ
人ニシテ真貴ノ教ヲ開クヲ得ヘキヤ是必ス有ル可

ラサレノ理ナリ其他英國ハ如何ニシテプロテスタントノ
逆誤ニ入りシトナラハ是其王「ヘンリー」オハ世嫡夫人
ヲ愛シテ之ヲ離婚セシメシニ法王其請ヲ許サシ
ニヨリ之ニ報シセシテ英國ヲシテプロテスタント教ヲ
奉セシメタルニヨレリ又如何ニシテ此如キ起原ナル教ヲ
信スルヲ得ヘキヤ少ク見識アル者ハ之ヲ信ゼザルヘシ
且又プロテスタント教僧ハ格別威權ヲ受ケシ者ニ
非スヨリ常中ノ者ト異ナリナシ

前ニ云如ク右ノ二教ハ皆真教ニ非ス然レハカトリックノ教
ノ真ナル一論スルニ及バズ又ニ此教ハ耶穌基督ノ教
ソノ便徒ヨリ出テ常ニ同一ノ事ヲ信シ云テ一時

モ其教ヲ変更セス誰ニモセヨ書史ニ據リテ此教ノ
変更セシヲ顯スラ得んナラハ其人ハカトリック教ノ真
教ニ非スト云ヒテ其言ニ之ヲ聽シ然レ唯此教ノ変
更セシト云フノミニテハ是ズ必ず其證ヲ挙グベシ其
他教ノ三條ヲ深ク考ル良ホスベシ

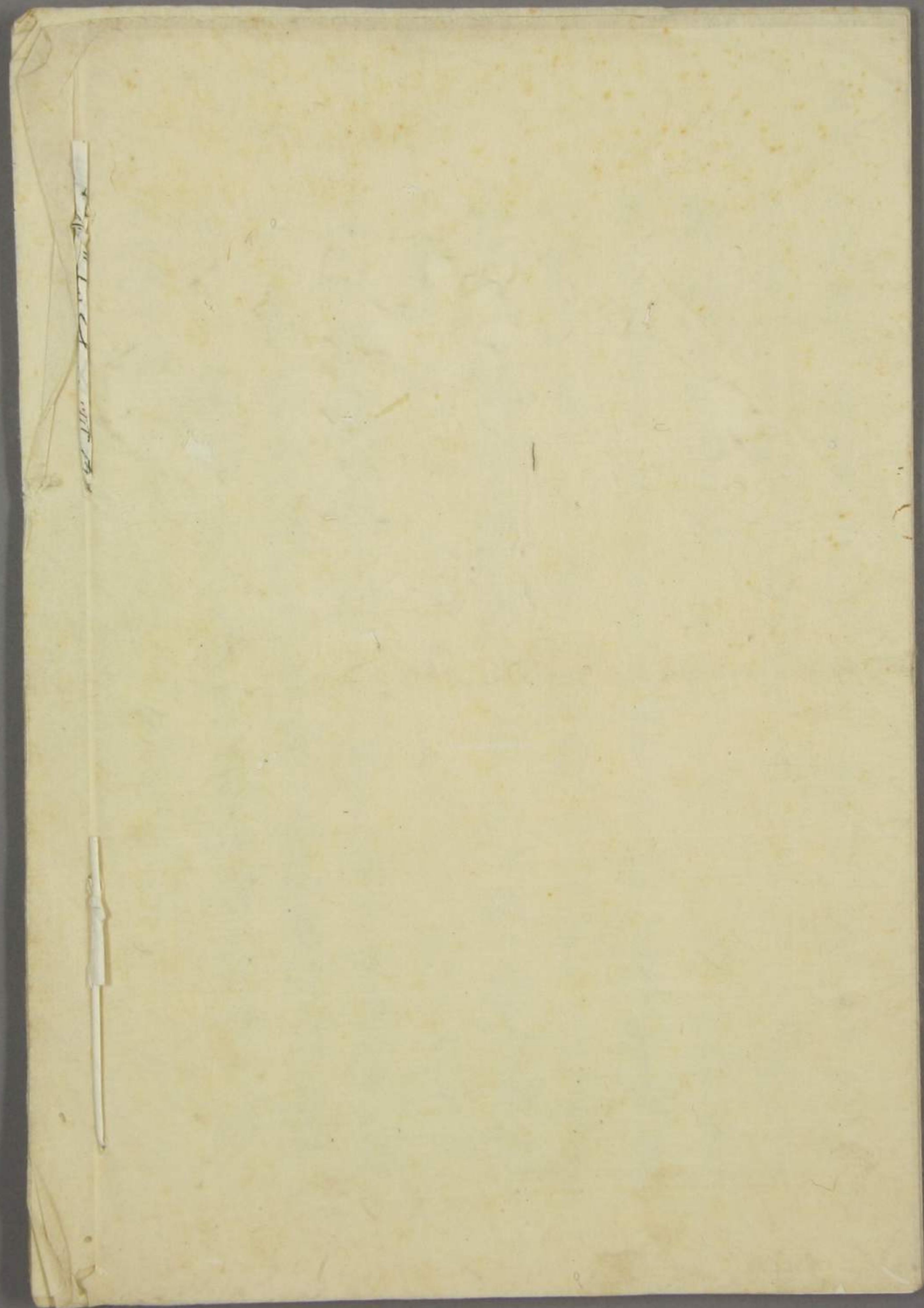
方一カトリック教後ノ中魯教或フロラスメシト教ニ
入んモノハ如何ナレモノゾ見皆不レ善ノ行ビテ爲シ
且教門ノ職分ヲ踐ニ行ハサレ者ナリ又フロラス
メシト教或魯教徒ヨリカトリック教ニ入レ者ハ如何
ナレ者ゾ見皆正直ニシテ善良ノ心術アリ者
ナリ其證ヲ見レト欲マハ魯人及英人中ニ就テ見

んべし

カニ 教門ノ事ヲ向レトセハ先誰カ此教ヲ聞シ
マト考フベシ此教ヲ聞キ者ハ全ク無殺ノ行跡アリ
人ナレハ其教恐クハ善ナラシ然ラレハ更ニ真教

ニ非ス

カニ 皆教ト異端トノ源ハ何ト向ハ常ニ其源
ハ愧ツベキトシテ喻ハ驕慢邪淫等ヨリスラカレラ
ス^レシ^ルニ^ハリ^ニテ^ハン^リー^カニ^ハセ^ル事^以テ^ハ
其例トラスヘシ





一息一福... 少傷... 古果... 知

は生れ始は... 同法... 難福... 申... 存... 業... 取...
 此... 中... の... 生... る... 少... の... 法... は... 存... 業... 取...
 此... 今... 収... 得... は... 業... 取... の... 法... は... 存... 業... 取...
 一... 暇... 業... 取... の... 法... は... 存... 業... 取... の... 法... は... 存... 業... 取...

一暇業取... 下... 之... 暇... 業... 取... の... 法... は... 存... 業... 取...
 一暇業取... 下... 之... 暇... 業... 取... の... 法... は... 存... 業... 取...

一六月... 女... 人... 一... 備... 天... 婦... の... 法... は... 存... 業... 取...
 一六月... 女... 人... 一... 備... 天... 婦... の... 法... は... 存... 業... 取...

一土... 備... 天... 婦... の... 法... は... 存... 業... 取... の... 法... は... 存... 業... 取...
 一土... 備... 天... 婦... の... 法... は... 存... 業... 取... の... 法... は... 存... 業... 取...

一... 今... 多... 備... 天... 婦... の... 法... は... 存... 業... 取... の... 法... は... 存... 業... 取...
 一... 今... 多... 備... 天... 婦... の... 法... は... 存... 業... 取... の... 法... は... 存... 業... 取...

大六
 景
 一
 奇
 贈



Handwritten red text at the top right, possibly a title or address.

Handwritten signature or name in the middle right.

大正 七年 四月 寄贈 (Greatly limited, sent in April, 1918)

小池 (Small Pond)

一 伊之橋下

カウ

根之八外村

送之程

之五

一 伊之橋下 東村 四良 并 示 及

其 月 初 日 送 原 信 也

一 長 橋 二 尺 四 寸 之 因 也

一 伊 之 橋 下 後 之 冬 之 古 也

伊 之 橋 下 有 古 馬 車 之 遺 也

伊 之 橋 下 有 古 馬 車 之 遺 也

十月四日

新 ね

と

一 伊 之 橋 下 有 古 馬 車 之 遺 也

伊 之 橋 下 有 古 馬 車 之 遺 也

伊 之 橋 下 有 古 馬 車 之 遺 也